

平成31年 議案第6号

みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程の
一部改正について

上記の議案を提出する。

平成31年2月13日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程の一部改正
 みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程（平成16年み
 三好町教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項を次のように改める。

事務の 種類	決定権限事項	決定区分				備考
		部に係る もの		課に係る もの	所掌事務 に係るも の	
2 組織 及び人 事	1 組織管理 （事務分担 の調整）					
	2 附属機関 等の設置、 廃止並びに 委員の推薦 及び就任の 依頼	全該当事 項				
	3 内部連絡 調整委員の 任免	〃				部長級は総務部 長、その他は人事 課長に合議
	4 国内出張 の命令及び その復命の 受理	部長級	次長級	課長級	副主幹級 以下	出張の命令のう ち、県外出張、宿 泊を伴うもの、出 張先が2箇所以上 のもの又は標準 的な旅費計算が 適当でないもの は、財政課長に合 議
	5 海外出張 の命令及び その復命の 受理	全該当事 項				出張の命令は、財 政課長に合議
	6 人事課所 管の特別研 修又は派遣 研修の実施 又は参加の 決定	部長級	次長級	課長級	副主幹級 以下	
	7 人事課所 管以外の特 別研修又は 派遣研修の 実施又は参 加の決定	〃	〃	〃	〃	人事課長に合議 （ただし、1デー マの受講時間が 16時間未満のも のを除く。）
	8 週休日の 指定及び勤 務時間の割 振り	〃	〃	〃	〃	

9 勤務日の振替え及び代休日の指定	〃	〃	〃	〃	
10 時間外及び休日勤務命令				〃	
11 時間外勤務代休時間の指定				〃	
12 年次有給休暇の承認	部長級	次長級	課長級	〃	
13 欠勤の決定	〃	〃	〃	〃	
14 病気休暇の承認	〃	〃	〃	〃	
15 服務届の承認	〃	〃	〃	〃	
16 退職者の状況報告の確認	〃	〃	〃	〃	
17 特別休暇の承認	〃	〃	〃	〃	
18 介護休暇の承認	〃	〃	〃	〃	
19 職務専念義務免除の承認	〃	〃	〃	〃	
20 育児部分休業の承認	〃	〃	〃	〃	
21 育児休業の承認	〃	〃	〃	〃	
22 育児短時間勤務の承認	〃	〃	〃	〃	
23 営利企業等従事の許可	〃	〃	〃	〃	
24 身分事項異動の確認	〃	〃	〃	〃	
25 事故報告の確認	〃	〃	〃	〃	
26 非常勤職員の雇用	〃		全該当事項		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

事務の種類	決定権限事項	決定区分				備考	
		教育長	部長	次長	課長等		
1 略							
2 組織及び人事	1 <u>組織管理（事務分担の調整）</u> 2 <u>附属機関等の設置、廃止並びに委員の推薦及び就任の依頼</u> 3 <u>内部連絡調整委員の任免</u> 4 <u>国内出張の命令及びその復命の受理</u>	部に係るもの 〃 〃 部長級		課に係るもの 〃 〃 次長級	課に係るもの 〃 〃 課長級	所掌事務に係るもの 〃 〃 副主幹級以上	出張の命令のうち、果外出張、宿泊を伴うもの、出張先が2箇所以上のもの又は標準的な旅費計算が適当でないものは、財政課長に合議 出張の命令は、財政課長に合議
	5 <u>海外出張の命令及びその復命の受理</u>	全該当事項					出張の命令は、財政課長に合議
	6 <u>人事課所管の特別研修又は派遣研修の実施又は参加の決定</u>	部長級	次長級	課長級	副主幹級以上		
	7 <u>人事課所管以外の特別研修又は派遣研修の実施又は参加の決定</u>	〃	〃	〃	〃		人事課長に合議（ただし、1デーマの受講時間が16時間未満のものを除く。）
	8 <u>週休日の指定及び勤務時間の割振り</u>	〃	〃	〃	〃		
	9 <u>勤務日の振替え及び休日日の指定</u>	〃	〃	〃	〃		

各課等共通決定区分表

事務の種類	決定権限事項	決定区分				備考
		教育長	部長	次長	課長等	
1 略						
2 組織及び人事	1 組織管理(事務分担の調整)	部に係るもの			所掌事務に係るもの	
	2 行政委員会の委員の任命	当該当事項				
	3 附属機関等の設置、廃止並びに委員の推薦及び就任の依頼・任免	"				
	4 内部連絡調整委員の任免	"			館長級は総務部長、その他は人事課長に合議	
	5 国内出張の命令及びその復命の受理	部長級	次長級	課長級	出張の命令のうち、県外出張、宿泊を伴うもの、出張先が2箇所以上のものであれば標準的な旅費計算が適当でないものは、財政課長に合議	
	6 海外出張の命令及びその復命の受理	全該当事項			出張の命令は、財政課長に合議	
	7 人事課所管の特別研修又は派遣研修の実施又は参加の決定	部長級	次長級	課長級	副主幹級以下	
	8 人事課所管以外の特別研修又は派遣研修の実施又は参加の決定	"	"	"	人事課長に合議 (ただし、1デーアの受講時間が16時間未満のものを除く。)	

35

